

マルナカ観音寺店 (No.1506)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 10 日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 株式会社フジ 住 所 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 マルナカ観音寺店 所在地 観音寺市昭和町三丁目 2 番 33 号
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	【廃止前】 4,099 m ² 【廃止後】 0 m ²
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日	令和 7 年 7 月 16 日

2 届出年月日 令和 8 年 3 月 26 日